

神戸淡路鳴門自動車道全通20周年記念事業 協賛事業取扱要領

神戸淡路鳴門自動車道周辺地域の市町村及び各種団体、企業等が主催する事業について、神戸淡路鳴門自動車道全通20周年記念事業の一環として、神戸淡路鳴門自動車道全通20周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と連携して実施する場合の取扱は次のとおりとする。

1 対象となる事業

次のすべての項目に該当する事業

- (1) 原則として平成30年4月1日から10月31日の間に、神戸淡路鳴門自動車道周辺地域で行われる事業（事業実施期間の一部でも可）であること。
- (2) 観光イベント、スポーツ大会、ステージ公演、コンクール、講演会、シンポジウム等であって、一般来場者への公開が予定されている事業であること。
- (3) 政治的活動または宗教的活動を目的とするものではないこと。
- (4) 暴力団等の反社会的団体を利するおそれがあるものではないこと。
- (5) 国際交流、国際親善を阻害するおそれのあるものではないこと。
- (6) その他、神戸淡路鳴門自動車道の利用促進の趣旨に照らして、不相当と判断されるものではないこと。

※事業の新規・既存は問わない。

2 協賛の内容

- (1) 実施しようとする事業名称の前部又は後部に「神戸淡路鳴門自動車道全通20周年記念（以下「記念名称」という。）」の名称を付す。
- (2) 主催者作成の開催要領、ポスター、チラシ、パンフレット、看板等（以下「事業関連資料」という。）に、実行委員会が定める神戸淡路鳴門自動車道全通20周年記念に係るシンボルマークを表示するとともに、「協賛 神戸淡路鳴門自動車道全通20周年記念事業実行委員会」と表示する。
- (3) 実行委員会が運営する神戸淡路鳴門自動車道全通20周年記念事業のホームページにおいて、協賛事業として紹介する。
- (4) 実行委員会は、事業等の実施に対する経費負担は行わない。

【シンボルマーク】



※モノクローム版等複数パターンあり

3 手続き

- (1) 実行委員会の協賛名義の承認を受けようとする者は、協賛事業申請書(別添様式1)に下記の書類を添えて実行委員会事務局(本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター)へ提出するものとする。
 - ① 事業計画書等具体的な事業内容がわかる書類
 - ② 収支予算書
 - ③ 申請者(団体、企業等の場合)の概要
 - ④ 役員名簿
 - ⑤ 前回開催時のパンフレット等
- (2) (1)による申請があった場合、実行委員会がその内容を審査し、適当と認めるときは、その結果を別添様式2により、承認できないときはその旨を別紙様式3により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。
- (3) 協賛を承認された者は、申請時の事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかにその旨を届け出なければならない。
- (4) 協賛を承認された事業であっても、その内容が1の承認基準に該当しなくなったときは、その承認を取り消すものとし、その旨を別紙様式3により、当該申請者に通知するものとする。この場合、また、承認の取り消しにより発生した損害は、すべて主催者負担とする。
- (5) チラシ、パンフレット等を作成した場合は、実行委員会事務局まで2部送付するものとする。

【事務局】書類提出・問い合わせ先

神戸淡路鳴門自動車道全通20周年記念事業実行委員会事務局

本州四国連絡高速道路株式会社 鳴門管理センター

〒772-0053

徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18

TEL088-687-2166（代表）

4 募集期間及び審査、発表

・募集期間

平成29年11月1日～平成29年12月8日

ただし、募集期間を過ぎた後に申請を希望する者は、上記3（1）に記す事務局に問い合わせるものとする。

・審査、発表

実行委員会事務局及び実行委員会幹事会における審査後、実行委員会承認を経て、実行委員会による広報を実施する。

5 その他

（1）協賛事業の実施に必要な許認可等手続き等は、主催者にて手続きを行う。

（2）実行委員会事務局では協賛事業の準備及び実施に係る事故等の責任は負わない。

以上